

「スポーツの秋・サイクリングのスヌス」仲間と楽しくサイクリング、横列走行は危険です。

女性の皆さま、がん検診は受けていますか？

10月は「乳がん月間」です

今年検診を受診しましたか？家事に仕事に、忙しい毎日とは思いますが、いつまでも元気に仕事や子育てをするためには、年に1回はがん検診を受け、早期発見・早期治療につなげることが大切です。

乳がん検診のすすめ

現在、日本人女性の16人に1人が乳がんになると言われており、30～40代の若い年代の方が乳がんにかかる割合が年々上昇しています。

町では30歳以上の女性を対象に、集団検診で乳がん検診を実施しています。

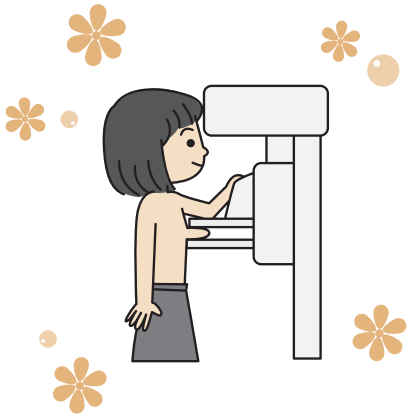
30～39歳：超音波（エコー）検査のみ
40歳以上：超音波（エコー）検査及びマンモグラフィ（レントゲン）検査

子宮がん検診のすすめ

子宮頸がんは、20～30代の若い年代で増加しているがんであり、性交渉でのヒトパピローマウイルス（HPV）というウイルスの感染に関係が深いがんです。

町では20歳以上の女性を対象に、子宮頸がん検診を集団検診または個別検診で実施しています。

検診では、子宮頸部の細胞をやわらかいブラシなどで軽くこすって採取します。痛みも少なく、短時間で終わる検査です。



がん検診を受けてない方は…

今年度、まだがん検診を受けていない方や、検診の予約はしたけれども、都合が悪くて受けることができなかった方は、自分のため、そして大切な家族のためにも、検診を受診してください。

なお、集団検診の下記の日程については、定員に空きがありますので、集団検診で受診を希望される方は、健康課までご連絡ください。

集団検診日程と予約可能人数

日にち	予約可能人数
11月27日(木)	90人
11月28日(金)	140人
11月29日(土)	10人
12月 2日(火)	60人
12月 6日(土)	80人
1月18日(日)	50人
1月19日(月)	80人

【持参するもの】

- ・受診券（薄黄色の用紙で、6月下旬に送付済み。）
- ・無料クーポン券（対象者のみ。対象者には6月に送付済み。）

【子宮がん個別検診を希望される場合】

個別検診を希望される方は、医療機関に直接お申し込みください。なお、期間は12月末までとなります。

▼問い合わせ先

健康課 成人健康係
☎(56) 91333

**新年度保育所等
入所の受付**

平成27年4月から保育所等に
入所希望の乳幼児の受付を開始
します。

▼受付期間

11月4日（火）～12月26日（金）
※土・日・祝日を除く

▼入所基準

保護者および同居の祖父母が、仕事や病気等により家庭で保育できない場合等。

▼入所施設

大山保育所、上三川幼児園、あけぼし保育園、夢沼保育園、ふさかしおひさま保育園、上三川保育園、ふさかしおひさま保育園分園

▼必要書類等

10月6日（月）から福祉課窓口にて配布いたします。また、町のホームページにも掲載する予定です。ご利用ください。

▼詳しい内容は、広報11月号でお知らせします。

▼問い合わせ先

福祉課 児童福祉係
☎(56) 91330

＊消費生活センターにご相談ください＊

消費豆知識⑩

○海外宝くじ

1億円当選というダイレクトメールが力ナダから届いた。申込料3千円を送金すれば、当選金である1億円の小切手を送ると書かれているが信用しても大丈夫だろうか。という相談が寄せられています。

申込みや購入をしていないのに宝くじに当選することや当選金が送られることはあり得ません。また、日本国内での海外宝くじの販売、取次ぎ、当選金の受け取りは違法です。

ダイレクトメールを信用して申込料を送金してしまつと手数料などと名目を変えて次々とお金を請求される恐れがあります。他にも、自分の預金口座やクレジットカード番号を教えてしまつと、新たな請求や多額の金額を引き落とされるなどの被害に遭つ可能性があるあります。ダイレクトメールなどの誘いに乗つて当選金の支払いに申し込んだりしないことが大切です。

詳しくは上三川町消費生活センターにお問い合わせください。

▼相談日時

月～金(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談連絡先

上三川町消費生活センター

☎9153

児童扶養手当制度について

児童扶養手当とは？

父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

手当額(月額)は？

受給資格者(父又は母等)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

○子ども1人の場合(平成26年4月～)

全部支給：41,020円

一部支給：41,010円～9,680円

○子ども2人以上の加算額

2人目：5,000円、

3人目以降1人につき：3,000円

手当を受給するためには？

町への申請が必要となりますので、支給要件に該当する方は、福祉課児童福祉係へお問い合わせください。手当は、申請の翌月分から支給開始となります。

▼問い合わせ先

福祉課 児童福祉係

☎9130



10月は「土地月間」です

「大規模な土地取引には届出が必要です」

一定面積以上の土地について、売買などの取引を行った場合に、国土利用計画法に基づき、その利用目的などの届出が必要です。

○届出の必要な面積

・市街化区域 2,000㎡以上

・市街化調整区域 5,000㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が右記の面積以上となる場合(一団の土地)には、個々の契約ごとに届出が必要です。

○届出の必要な取引

売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など

○届出者

権利取得者(土地売買の場合は買主)

○届出期限

契約日から2週間以内(契約日を含む)

○届出書類

土地売買等届出書 2部(正本1部 副本1部)

▼問い合わせ先

企画課 政策調整係

☎9118



「スポーツの秋・スロージョギングのススメ」ゆっくりと、長く走ることがポイント。呼吸が乱れないペースで30分以上トライしてみましょう。